

三田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は<u>熔融炭酸塩型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第13号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号並びに第2項第1号、第13条第1項(第9号を除く。))並びに第14条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第12号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第11条～第31条の4 省略 (設置の免除)</p> <p>第31条の5 省略 (1)～(2) 省略</p> <p>(3) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自</p>	<p>第1条～第10条 省略 (燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、<u>熔融炭酸塩型燃料電池</u>又は<u>固体酸化物型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第13号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号並びに第2項第1号、第13条第1項(第9号を除く。))並びに第14条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は<u>固体酸化物型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第20号並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第12号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第11条～第31条の4 省略 (設置の免除)</p> <p>第31条の5 省略 (1)～(2) 省略</p> <p>(3) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自</p>

動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

以下省略

動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

以下省略